

砥 部 町 議 会
令 和 6 年 第 2 回 臨 時 会
会 議 録

令和 6 年第 2 回砥部町議会臨時会 会議録

招 集 年 月 日	令和6年5月7日			
招 集 場 所	砥部町議会議事堂			
開 会	令和6年5月7日 午前9時30分 議長宣告			
出 席 議 員	1 番 高橋久美 2 番 日野恵司 3 番 木下敬二郎 4 番 原田公夫 5 番 柿本 正 6 番 東 勝一 7 番 佐々木公博 8 番 小西昌博 9 番 佐々木隆雄 10 番 松崎浩司 11 番 大平弘子 12 番 西岡利昌 13 番 山口元之 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好			
欠 席 議 員	なし			
地 方 自 治 法 第121条第1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名	町 長 佐川秀紀 副町長 岡田洋志 総務課長 松田 勲 企画財政課長 小中 学 地域振興課長 善家孝介 税務課長 古川雅志 介護福祉課長 白形大伸			
本会議に職務のため出席した者の職氏名		議会事務局長 専門員兼庶務係長		藤田泰宏 東山泰久
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 15 番 平岡文男議員 1 番 高橋久美議員			
傍 聴 者	1 人			

令和6年第2回砥部町議会臨時会 議事日程

・開 会

・開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 承認第1号 専決処分第1号の承認について
(砥部町介護保険条例の一部を改正する条例)

日程第5 承認第2号 専決処分第2号の承認について
(砥部町税条例の一部を改正する条例)

日程第6 承認第3号 専決処分第3号の承認について
(砥部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第7 議案第33号 砥部分校教育寮（仮称）新築工事請負契約の締結について

日程第8 議案第34号 砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

・閉 会

令和 6 年第 2 回砥部町議会臨時会

令和 6 年 5 月 7 日（火）

午前 9 時 30 分開会

○議長（三谷喜好） ただいまから、令和 6 年第 2 回砥部町議会臨時会を開会いたします。町長から招集の挨拶があります。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 本日は、公私御多忙のところ、令和 6 年第 2 回臨時会に御出席を賜り、心から感謝申し上げます。開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。はじめに、先月 17 日の 23 時 14 分、豊後水道を震源としたマグニチュード 6.6 の地震が発生し、愛媛県内で観測史上最大となる震度 6 弱の揺れが観測されました。震源地周辺においては、土砂崩れや断水、家屋への被害が発生しており、被災者の方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。本町におきましても震度 4 が観測され、職員が速やかに参集し、公共施設や道路等の点検を行いました。被害は確認されませんでした。年始の能登半島地震が記憶に新しい中、改めて近く発生が予想される南海トラフ巨大地震に対する防災意識も高まったものと思います。住民一人一人の自助、自主防災組織をはじめとする地域の共助、そして我々行政による公助がそれぞれ強化充実を図り、連携を深めながら災害の強いまちづくりを推進してまいります。さて、人口戦略会議による地方自治体の「持続可能性」分析レポートが 4 月 24 日に公表され、本町は、前回調査の分類である消滅可能性自治体から脱却しました。楽観視できる状況ではないものの、この結果は、子育て世代への支援充実を図る町の施策とともに、移住者を温かく迎え入れる地域の包容力によるものと考えております。今後におきましても、人口減少をはじめとする地域社会の課題に一体的に取り組み、住んでみたい、住んでよかったと思われるまちづくりを進めてまいりますので、引き続き、御支援・御協力を賜りますようお願いを申し上げます。それでは、本日の議案ですが、専決処分の承認 3 件、工事請負契約の締結に関する議案 1 件、条例改正の議案 1 件を御提案させていただきます。この後、詳細に御説明させていただきますので、御議決賜りますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） これから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（三谷喜好） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、15 番平岡文男議員、1 番高橋久美議員を指名いたします。

~~~~~

日程第 2 会期の決定

○議長（三谷喜好） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会での会期は、本日 1 日としたいと思いますが、これに御異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定をいたしました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（三谷喜好） 日程第3、諸般の報告を行います。地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、御報告を申し上げます。次に、監査委員より、3月末の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。以上で、諸般の報告を終わります。ここでしばらく休憩し、休憩時間を利用して全員協議会を開催したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

午前 9時34分 休憩

午前 10時30分 再開

~~~~~

日程第4 承認第1号 専決処分第1号の承認について (砥部町介護保険条例の一部を改正する条例) (説明、質疑、討論、採決)

○議長（三谷喜好） 再開します。日程第4、承認第1号、専決処分第1号の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。白形介護福祉課長。

○介護福祉課長（白形大伸） 承認第1号について御説明いたします。お手元に承認第1号を御用意ください。専決処分第1号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和6年5月7日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、専決第1号、専決処分書を御覧ください。令和6年3月28日に、第213回通常国会において、介護保険の第1号保険料に係る低所得の高齢者に対する保険料軽減対策予算が成立したことに伴い、砥部町介護保険条例の一部を改正する条例について、3月29日に専決処分したものでございます。今回の改正内容でございますが、4条に、2項から第4項の3項を加える内容となっております。まず第2項では、第1段階の保険料を1万3,100円減じた2万2,000円に、第3項では、第2段階の保険料を1万5,400円減じた3万7,400円に、第4項では、第3段階の保険料を400円減じた5万2,800円に軽減するものでございます。附則でございます。第1項、この条例は、令和6年4月1日から施行する。第2項、この条例による改正後の砥部町介護保険条例第4条第2項から第4項までの規定は、令和6年度における保険料について適用し、令和5

年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるとしております。以上、説明とさせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、承認することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、承認第1号は、承認することに決定をいたしました。

~~~~~  
日程第5 承認第2号 専決処分第2号の承認について  
(砥部町税条例の一部を改正する条例)  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（三谷喜好） 日程第5、承認第2号、専決処分第2号の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。古川税務課長。

○税務課長（古川雅志） それでは、承認第2号について御説明いたします。承認第2号をお手元をお願いします。承認第2号、専決処分第2号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和6年5月7日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、次の専決処分書を御覧ください。専決第2号、専決処分書でございますが、令和6年2月21日付けで、地方税法の一部を改正する法律及び令和6年3月30日付けで地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、砥部町税条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。それでは、専決第2号、資料の新旧対照表で、要点のみ御説明させていただきます。新旧対照表2ページをお願いします。第51条第2項では、町民税の減免規定の見直しとしまして、減免申請期限を納期限前7日までとしていますが、令和6年度から、納期限までに申請することと、能登半島地震の発生も踏まえまして、大規模災害があった際には、職権による減免を適用することもできるという有事用規定を設けるものです。また、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税についても同様の改正をしております。10ページをお願いします。附則第7条の5では、個人町民税の特別税額控除につきまして、減税対象者1人につき1万円を個人住民税の所得割額から控除することを規定しています。11ページ、附則第7条の6から21ページの附則第7条の8にかけましては、同じく個人町民税の特別税額控除につきまして、徴収区分による減税方法や納税通知書への記載など、定額減税の実施に伴う改正となっております。27ペ

ージをお願いします。附則第 11 条の 2 から 31 ページの附則第 13 条にかけましては、令和 6 年度は固定資産税の評価替え年度となっておりますが、土地の時点修正、下落修正を行う措置を含め、現行の負担調整措置の仕組みを、引き続き継続することを規定しています。その他、税負担軽減措置等、法改正に伴う規定の整備や項ずれの対応を行っています。専決処分書にお戻りください。専決処分書 10 ページをお願いします。中段でございますが、附則第 1 条は、施行期日を定めております。附則第 2 条、第 3 条では町民税と固定資産税に関する経過措置を設けております。以上で、承認第 2 号の説明を終わります。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、承認することに御賛成の方は、起立願います。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、承認第 2 号は、承認することに決定をいたしました。

~~~~~  
日程第 6 承認第 3 号 専決処分第 3 号の承認について
(砥部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（三谷喜好） 日程第 6、承認第 3 号、専決処分第 3 号の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。古川税務課長。

○税務課長（古川雅志） それでは、承認第 3 号について御説明いたします。承認第 3 号をお手元をお願いします。承認第 3 号、専決処分第 3 号の承認について。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和 6 年 5 月 7 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、次の専決処分書を御覧ください。専決第 3 号、専決処分書でございますが、令和 6 年 3 月 30 日付けで、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、砥部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。改正の内容は、政令の改正に併せた課税限度額の引上げと軽減判定所得基準額の見直しです。課税限度額の引上げにつきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を 22 万円から 24 万円に、軽減判定所得基準額の見直しにつきましては、軽減判定所得の算定基準となる被保険者の数に乗すべき金額を 5 割軽減世帯では 29 万円から 29 万 5,000 円に、2 割軽減世帯では 53 万 5,000 円から 54 万 5,000 円に引き上げる改正でござ

います。附則でございますが、附則第1項では施行期日について、この条例は、公布の日から施行する。附則第2項では適用区分について、改正規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までについては、従前の例によることとしています。以上で、承認第3号の説明を終わります。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、承認することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、承認第3号は、承認することに決定いたしました。

~~~~~

#### 日程第7 議案第33号 砥部分校教育寮（仮称）新築工事請負契約の締結について （説明、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 日程第7、議案第33号、砥部分校教育寮（仮称）新築工事請負契約の締結についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。小中企画財政課長。

○企画財政課長（小中学） それでは、議案第33号について御説明申し上げます。議案書をお手元をお願いいたします。砥部分校教育寮（仮称）新築工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。令和6年5月7日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、砥部分校教育寮（仮称）新築工事請負契約を締結したいので、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものです。契約の内容でございますが、1、契約の目的は、砥部分校教育寮（仮称）新築工事。2、契約の方法は、一般競争入札。3、契約金額は、税込みで8億520万円。4、契約の相手方は、松山市竹原2丁目1番19号、二神組・小泉組特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社二神組、代表取締役有光秀明です。それでは、議案第33号資料の1ページをお願いいたします。入札結果でございます。御覧のとおり、入札参加資格の審査に3企業体の応募があり、4月24日に開札した結果、最も安価な価格で入札した二神組・小泉組特定建設工事共同企業体と4月25日に仮契約を締結しております。続きまして、裏面をお願いします。工事請負仮契約書の写しでございます。工事の概要は、砥部町五本松の町有地におきまして、砥部分校教育寮として、鉄骨造、2階建ての宿舍棟及び共用棟を建築するもので、工期は、令和7年3月15日までとしております。以上で、説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第 33 号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 8 議案第 34 号 砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 日程第 8、議案第 34 号、砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。松田総務課長。

○総務課長（松田勲） それでは、議案第 34 号について御説明いたします。議案書をお手元に御用意ください。砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 6 年 5 月 7 日提出、砥部町長佐川秀紀。裏面 2 ページをお願いいたします。提案理由ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、同法の別表第 2 が廃止されることに伴い、条例の関係規定を改めるため、提案するものでございます。それでは、改正内容について御説明いたしますので、新旧対照表をお願いいたします。第 2 条ですが、本条例における用語の意義を定めた規定でございますが、新たに第 5 号、第 6 号を加え、それぞれ特定個人番号利用事務、利用特定個人情報について定めるものでございます。次に、第 4 条ですが、個人番号の利用範囲として条例で定める事務のうち、法の別表廃止に伴い、同条第 1 項及び第 3 項の町長又は教育委員会が行う事務及び特定個人情報の規定を改めるものでございます。議案書の 1 ページにお戻りください。附則でございます。この条例は、法の施行日と合わせ、令和 6 年 5 月 27 日から施行することとしております。以上で、説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の御起立をお願いします。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。各委員長より閉会中の継続調査の申出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。以上で、本日の議事日程全てを終了いたしました。会議を閉じます。町長、挨拶をお願いします。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、本日提案させていただきました案件につきまして、慎重に御審議を賜り、御承認・御議決いただきましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。御議決いただきました砥部分校教育寮の新築工事につきましては、迅速かつ適正に執行し、県内外からの生徒を受け入れる体制を整えるとともに、学習に専念できる生活環境を提供できるよう努めてまいりますので、御支援賜りますようお願いを申し上げます。春の陽気に名残を感じつつ、暦の上では立夏を迎え、新緑が爽やかな風に揺られる美しい季節を迎えました。議員の皆様におかれましては、健康に御留意いただき、引き続き町政の伸展に御尽力いただきますようお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（三谷喜好） 以上をもって、令和6年第2回砥部町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時50分 閉会

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長 三 谷 喜 好

砥部町議会議員 平 岡 文 男

砥部町議会議員 高 橋 久 美